KARTE β機能トライアル利用規約

第1条（本件規約の適用）
1. KARTE β機能トライアル利用規約(以下「本件規約」といいます。)は、株式会社プレイド(以下「当社」といいます。)が提供するKARTEに関連して当社が開発中の機能(以下「β機能」といいます。)のトライアル利用の利用条件を定めるものです。
2. サービス利用者によるトライアル利用の目的は、サービス利用者ウェブサイトにおいて当該β機能を活用することにより、当社が当該β機能の改善、不具合事項の修正等を行うと同時に、サービス利用者における当該β機能を用いた事業の共同開発をサービス利用者と当社が共同で行うこととします。
3. サービス利用者は、本件規約及び当社が定めるKARTE利用規約（https://karte.io/legal/terms-of-use.html ）に同意の上、β機能を利用するものとします。

第2条（β機能の利用契約）
1. β機能のトライアル利用を希望するサービス利用者は、サービス利用者ウェブサイト等において利用するβ機能の範囲を当社と合意を行った上(当該合意を行った範囲のβ機能を「本件β機能」といいます。以下 同じ。)で、本件規約に記載される諸条件に同意の上、当社に対し、本件β機能の利用に関する契約(以下「本件トライアル契約」といいます。)の申込みを行うものとします。本件トライアル契約は、当該申込みを当社が承諾した時点で、サービス利用者と当社の間で成立します。
2. 本件規約はKARTE利用規約の一部を構成するものとします。β機能は、KARTE利用規約第2条第1号で規定する本サービスの一部に該当するものとみなし、本件規約に規定のない事項については、KARTE利用規約が適用されます。なお、KARTE利用規約の内容と本件規約の内容が矛盾抵触する場合、本件規約の内容がKARTE利用規約の内容に優先するものとします。

第3条（β機能の利用に関する注意点）
1. 当社は、サービス利用者に対して、本件β機能に関する仕様、利用条件等の詳細及び当該機能の利用に伴うリスクを説明します。サービス利用者は、当社から説明を受けたリスク等を認識した上で、当社の指示、支援等に従い本件機能を利用するものとします。
2. 本件β機能は、その性質上、誤動作・プログラミング上の誤り、バグ等の不具合が含まれる場合がありますが、当社は、本件β機能を現状有姿で提供するものとし、本件β機能に関するこれらの不具合については何らの責任も負わないものとします。
3. 当社は、本件β機能は開発途中である点を鑑み、サービス利用者に事前に通知することなく、当社の裁量により、本件β機能の内容、仕様、提供条件等を変更し、又は本件機能の提供を一時停止、中止若しくは機能制限することができるものとします。
4. 当社は、本件β機能の改善、不具合事項の修正又は当該β機能を用いた事業開発等を目的として、サービス利用者に対して本件β機能の利用状況、改善要望等を質問、調査等することがあります。サービス利用者は、本件トライアル契約期間中及び当該期間終了後も、当社による当該質問、調査等に対して協力するものとします。

第4条（β機能の利用料金）
1. 本件トライアル契約期間中の本件β機能の利用料金は、別途定めるサービス利用者と弊社が合意した金額とします。
2. 本件トライアル契約終了後、当社が本件β機能の開発を完了し、製品として提供を開始した場合、サービス利用者による当該β機能の利用料金は、別途定めるサービス利用者と弊社が合意した金額とします。

第5条（秘密保持）
1.　サービス利用者は、次の各号に掲げる事項は、KARTE利用規約第2条に定める秘密情報としてKARTE利用規約の定めに従い適切に管理するものとします。
(1) 当社がβ機能を開発し、又は市場導入に向けてテストを実施している事実
(2) 当社のβ機能に関する開発計画、市場導入計画、販売計画等の各種計画
(3)　β機能のユーザーインターフェイス、動作、仕様等、サービス利用者がβ機能を利用することにより取得した情報、ノウハウ等
(4)　β機能に関する活用事例として、当社からサービス利用者に対して提供された情報、ノウハウ等
2.　サービス利用者は、前項で定める秘密情報を、当社の事前の同意なく本件β機能のテスト利用の目的以外のいかなる目的にも使用しないものとします。
3.　サービス利用者は、当社の事前の同意を得ずに、秘密情報の複製、改変又は逆コンパイル等の解析若しくは秘密情報を冒用又は活用した製品・サービスの創作を行わないものとします。
4.　サービス利用者は、秘密情報が外部に漏洩した疑いがあるときは、当社に対し、速やかに状況を報告するとともに、直ちに漏洩の有無を調査し、漏洩の事実を認めるときはその再発防止に必要な措置を講じることに努めるものとします。

第6条（本件トライアル契約の期間）
1.　本件トライアル契約の期間は、別途当社とサービス利用者が合意した期間とします。但し、当該トライアルの期間は、当社とサービス利用者の合意の上延長することを妨げないものとします。
2.　前項の規定にかかわらず、KARTE利用規約に基づきサービス利用者と当社との間で締結したKARTE利用契約が期間満了その他の理由により終了する場合、本件トライアル契約も終了するものとします。

第7条（β機能活用事例の公開）
1.　当社は、サービス利用者からの特段の申し入れのない限り、本件β機能の利用企業として、サービス利用者の企業名及び本件β機能の活用事例等の公開を行うことができるものとします。
2.　サービス利用者は、当社が前項で定める企業名、活用事例等を公開する場合、当社からの申し出に基づき必要な範囲で、ロゴ、商標等の使用を当社に無償で許諾するものとします。

第8条（免責）
当社は、本件β機能のテスト利用により発生した損害に関しては、賠償等の責任を負わないものとします。但し、当該損害が、当社の故意又は重過失に起因した場合は、この限りではありません。

以上

2022年4月1日改定版